

## 茨木市立コミュニティセンターの利用に関するチェックリスト

令和2年5月26日  
一部改訂 令和2年6月24日  
一部改訂 令和2年9月28日

### (1) 来館者の安全確保

#### ◆発熱・その他風邪などの症状がある方は来館を控える

- 息苦しさ、強いだるさ、咳、のどの痛みなどの症状はないか
- 来館前に検温を行い、37.5度以上、又は、平熱比1度超過の発熱はないか
- 過去2週間以内に感染が拡大している国・地域への訪問歴がないか
- 主催者及び参加者の氏名及び緊急連絡先（名簿作成等）を把握しているか
- 「大阪コロナ追跡システム」や「接触確認アプリ（COCOA）」を活用した施設利用ができるか※2

※1 主催者は、参加者に対して、名簿を作成する目的（施設の利用者が感染者と判明した場合の接触者の把握や感染拡大を防ぐ等）や利用（必要に応じて公的機関に提供すること）を事前に周知した上で、同意を得て名簿を作成してください。

※2 「大阪コロナ追跡システム」は、施設の利用やイベント参加の際、利用者が携帯電話等のカメラ機能でQRコードを読み取り、利用者のメールアドレスを大阪府に登録し、同じ日に登録された方が、後日、新型コロナウイルスへの感染が判明した場合、施設の規模に応じて、大阪府から施設等の利用者にメールで注意喚起のお知らせが届くものです。

「接触確認アプリ（COCOA）」は、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（Bluetooth）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができる厚生労働省が提供するアプリです。ただし、スマートフォン等の端末をお持ちでない方などは、登録等ができないこともあることから、当該システムの活用の有無に関わらず、施設を利用する場合は、利用者（主催者）において、参加者の氏名及び緊急連絡先（名簿の作成等）を必ず把握していただく必要があります。

### (2) 新しい生活様式の実践例

#### ◆身体的距離の確保

- 最低限、人と人が接触しない程度の間隔を確保すること※3
- 活動をする際は、可能な限り真正面（対面）を避けること

※3 子どもや障がい者などの誘導や介助を行う場合は除くほか、舞台等を活用した発表等がある場合は、演者（舞台等）と参加者（観覧者）との十分な距離（2m）を確保するとともに、大声を伴う活動を行う場合は、人と人との十分な距離（1m）を確保してください。

#### ◆マスクの着用、咳エチケット

- 来館中は、マスクを着用※4するとともに、咳エチケットを徹底すること

- ※4 マスク着用が確認でき、マスクを持参していない者がいた場合は、主催者側で配布し、着用率 100%を担保してください。また、マスクを着用して活動（特に運動を伴うもの）を行った場合、十分な呼吸ができません人体に影響を及ぼす可能性があるため、活動中又は苦しくなった場合は、十分な間隔（1m）を確保した上で、マスクを外して休憩してください。（主催者等（参加者）が適切に判断）。

◆手洗い

- 手洗いは 30 秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うこと
- 各部屋に備付の消毒液で定期的な消毒を行うこと

(3) 利用者の方への協力をお願い※5

◆活動の制限等

- 利用人数は、各部屋の収容定員の 100%以内の参加人数にすること
- 利用中は、十分に換気（30 分に 1 回、最低 5 分程度）すること
- 大声を伴う活動を行う場合は、人と人との十分な間隔（1m）を確保すること
- タオルなど、利用者個人の持ち物は共有しないこと
- 各種活動にあたっては、業界団体等が作成した「業種別ガイドライン」等を必ず守ること
- 各種活動にあたっては、工夫した感染拡大予防を徹底すること

- ※5 国から示されている「3つの密を避けましょう」、「基本的対処方針」、「専門家会議提言」をはじめ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長（通知）や、大阪府の「感染拡大予防にかかる標準的対策」及び「感染拡大防止に向けた取組み」、また、「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」や業界団体等が作成した「業種別ガイドライン」等を参照してください。

◆調理室の利用

- 食器・調理器具は、使用の前後に必ず洗浄すること
- 体調管理、マスクの着用※3 及び手指消毒を徹底すること
- 試食時は、間隔を空け、会話は控えめにすること※6

- ※6 調理室（実習室）での試食等にあたっては、人と人との十分な間隔（できるだけ 1m）を確保してください。また、人と人との十分な間隔の確保が困難には、別途、試食等のための部屋を確保するなど工夫してください。

◆活動中の留意事項等

- 直接手で触れることができる展示物等は展示しないこと
- 感染が疑われる者が発生した場合は、施設管理者と調整の上、速やかに別室へ隔離すること※7
- 主催者は、施設管理者と連携し保健所から濃厚接触者調査の指示を受けること
- 症状が重篤な場合は、保健所とも相談し、医療機関へ搬送など適切に対応すること

- ※7 別室への隔離が困難な場合は、主催者は、新型コロナ受診相談センター（06-7166-9911）に相談した上で、適切に対応してください。

◆活動後の清掃等

- 部屋のドアノブ、窓の開閉など、複数の利用者の手が触れる箇所※8の消毒に協力してください
- 机、椅子などの備品を使用した場合は、室内にある消毒液での消毒※9 に協力してください
- ゴミの持ち帰り、清掃など「利用のきまり」には、引き続き協力してください
- その他、施設管理者からの要請に協力してください

※8 複数の利用者の手が触れる箇所とは、ドアノブ、窓の取手・鍵、テーブル、椅子、電気及びエアコン（コイン式）のスイッチなど、利用の際に触れられた箇所について、利用後にご協力いただいている清掃の際に、各貸室に備付の消毒液での消毒に協力してください。

※9 例えば、ピアノの消毒（除菌）方法として、YAMAHA（ヤマハ）からは、水500mlに対し、1.5g（ペットボトルキャップ約1/3）の割合で希釈した溶液に柔らかい布を浸してから固く絞って拭くとともに、5分程度経過後、別の布で水拭きと乾拭きを行う方法が推奨されています。また、KAWAI（カワイ）では、小さな汚れは乾いた布でふき取っていただき、取れにくい汚れには鍵盤専用のクリーナーを使用することが示されていますので、それぞれ備品（機器）等に応じた消毒（除菌）に協力してください。消毒（除菌）方法が明確でない場合や、利用した者による消毒が困難な場合は、利用を控えてください。

◆その他

- 施設管理者と利用者が共有する機器※10の使用にあたっては、必ず、施設管理者の承諾を得ること
- 機器の使用後については、管理者から消毒液を受け取り、使用者が必ず消毒すること
- 機器の消毒ができない場合は、利用を差し控えること

※10 コピー機、印刷機、紙折り機、ラミネーターなどのことです。

上記の全ての条件を守ることが可能であるため、利用申請します。

上記の全ての条件を守り利用したことを報告します。

※利用していない部屋や備品等は除きます。

団体名	
連絡先	電話・FAX等 メールアドレス
代表者名 (申請者名・責任者名)	